

7 ス 庁 第 1241 号
令和 7 年 9 月 1 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
各 国 公 私 立 大 学 長 殿
各国公立高等専門学校長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長

スポーツ庁次長
浅 野 敦 行

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の
推進に関する法律の一部を改正する法律の施行について（通
知）

「スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 71 号。以下「改正法」という。）については、令和 7 年 6 月 20 日付スポーツ庁次長通知（7 ス庁第 714 号）により、その公布についてお知らせしたところですが、このたび、「スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和 7 年政令第 302 号）」（以下「施行期日政令」という。）により、一部の規定を除き令和 7 年 9 月 1 日から施行されることとなりました。

また、本法の施行に伴い、「スポーツ基本法施行令及び文部科学省組織令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 303 号）」（以下「改正令」という。）が一部の規定を除き同日から施行されることとなりました。

改正法、改正令等の概要及び留意事項は、下記のとおりですので、各関係機関におかれては、これらを十分に御了知の上、法の定める趣旨に沿って、スポーツの推進を図ってくださるようお願いいたします。

また、スポーツに関する事務を管理し、及び執行する各都道府県教育委員会又は各都道府県知事におかれては、これらを御了知の上、域内の市区町村等のスポーツ担当部局、関係機関及び関係団体に対してもその旨周知くださいますよう

お願いします。

なお、関係の法令、通知その他参考資料については、文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照願います。

第1 法律等の概要

一 改正法の概要

I スポーツ基本法の一部改正

1 前文

- (1) 全ての国民がスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会等については、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、確保されなければならない旨を追加すること。
- (2) その上で、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、豊かさを実感できる社会の実現が図られなければならない旨を追加すること。
- (3) スポーツと文化芸術との連携が、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆の形成に広く寄与するなど、スポーツと他の分野との連携は、多様な国民一人一人の幸福の享受及び豊かさを実感できる社会の実現により一層つながるものである旨を追加すること。
- (4) 国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割は、多様な国民一人一人が、スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画すること、スポーツに関し集うこと、スポーツを通じてつながること等によって果たされるものである旨を追加すること。

2 基本理念

- (1) スポーツは、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、あらゆる機会等において行うことができるようにする旨を追加すること。また、スポーツは、関係法律の規定を踏まえ、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをすることのないよう推進されなければならない旨、また、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない旨を追加すること。
(法第2条第1項及び第8項関係)
- (2) スポーツは、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、豊かさを実感できる社会を実現することを旨として推進されなければならない旨を追加すること。
(法第2条第1項関係)
- (3) スポーツは、地域振興に資するよう推進されなければならない旨を追加すること。
(法第2条第3項関係)
- (4) スポーツは、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に資するよう推進され

なければならない旨を追加すること。(法第2条第4項関係)

- (5) スポーツは、障害者をはじめとする全ての国民が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、必要な配慮をしつつ、共生社会の実現に資することを旨として、推進されなければならない旨を追加すること。

(法第2条第5項関係)

- (6) 国際的な規模のスポーツの競技会の例示として、「デフリンピック競技大会」及び「スペシャルオリンピックス世界大会」を追加すること。

(法第2条第6項関係)

3 スポーツ団体の努力等

- (1) スポーツ団体は、自主的かつ自立的にスポーツの振興のための事業を行うことができるよう、その運営基盤を強化し、健全な運営の確保を図るよう努めるものとする。(法第5条新第2項関係)

- (2) 国等が連携を図る関係者として、スポーツ、文化芸術その他の分野の民間事業者を明記すること。(法第7条関係)

4 地方スポーツ推進計画

地方スポーツ推進計画について、都道府県及び市町村の教育委員会等が共同して定めることができる旨を明記するとともに、スポーツに関連する他の計画と一体のものとして定めることができる旨を追加すること。

(法第10条第1項及び新第2項関係)

5 基本的施策

(スポーツの推進のための基礎的条件の整備等)

- (1) まちづくりとの一体的なスポーツ施設の整備等に係る規定の新設

(法第12条新第3項関係)

国及び地方公共団体は、スポーツ施設の整備及び活用にあたっては、スポーツ施設、他の施設及び周辺地域の総合的かつ複合的な整備並びにスポーツ産業の事業者その他の関係者との連携により、まちづくりとの一体的な推進を図り、地域経済の活性化及び地域内外の交流の促進等を通じて、活力ある地域社会の形成に資するよう努めるものとする。

- (2) スポーツ事故の防止等に係る規定の改正 (法第14条関係)

国及び地方公共団体は、スポーツ事故の防止等について、スポーツの実施のための環境の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨を追加するとともに、当該措置を講ずるにあたっては、気候の変動への対応に特に留意しなければならない旨を追加すること。

- (3) スポーツに関する科学的研究の推進等に係る規定の改正

(法第 16 条第 1 項関係)

スポーツに関する諸科学の例示として、「薬学、栄養学、法学、経済学、社会学、倫理学及び教育学」を追加すること。

(4) スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用に係る規定の新設

(法新第 16 条の 2 関係)

- ① 国は、スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための環境の整備、当該情報通信技術の活用を支援する人材の確保及び当該情報通信技術の活用に関する調査研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。
- ② 地方公共団体は、①の国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じたスポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための施策の推進を図るよう努めるものとする。
- ③ スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業の状況に応じ、その事業活動に寄与する情報通信技術の活用を努めるものとする。

(5) 発達段階に応じて継続的に多様なスポーツに親しむ機会の確保に係る規定の新設

(法新第 16 条の 3 関係)

国、地方公共団体及びスポーツ団体は、幼児、児童、生徒、学生等のスポーツを取り巻く環境等を踏まえ、相互に連携を図りながら、これらの者がその発達段階に応じて学校の内外を問わず継続的に多様なスポーツに親しむ機会を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

(6) 中学校等の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保に係る規定の新設

(法新第 17 条の 2 関係)

- ① 地方公共団体は、中学校等の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校等の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校等の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、地域スポーツクラブその他の団体との緊密な連携の下に、中学校等の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならないこと。
- ② 国は、地方公共団体に対し、①の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

(7) 高等学校等の生徒のスポーツの推進に係る規定の新設

(法新第 17 条の 3 関係)

国、地方公共団体及びスポーツ団体は、高等学校等の生徒のスポーツが人格の形成及びスポーツの普及のみならず、競技水準の向上の基盤の強化等においても重要な役割を果たすことに鑑み、相互に連携を図りながら、高等学校等の生徒のスポーツの推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

(8) 大学におけるスポーツの推進等に係る規定の新設(法新第 17 条の 4 関係)

国は、大学におけるスポーツがスポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及び地域振興を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、大学におけるスポーツの推進及びスポーツに関する教育研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(9) スポーツ産業の事業者との連携等に係る規定の改正 (法第 18 条関係)

- ① スポーツ産業の事業者が果たす役割に「スポーツへの国民の参加の促進及び地域振興」を追加すること。
- ② 国は、スポーツを通じた活力に満ちた国民経済及び地域経済の発展並びにスポーツの更なる振興に資するよう、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携等の施策を講ずるものとする旨を追加すること。

(多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備)

(10) 多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保に係る規定の新設
(法新第 21 条の 2 関係)

国及び地方公共団体は、多様な需要に応じてスポーツを楽しむ機会等を確保するとともに、これを通じて、スポーツ産業の事業者その他の事業者の事業機会の増大及び地域経済の活性化を図るため、スポーツを楽しむ機会等に関連する良質かつ付加価値の高いサービスの提供に必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならないこと。

(11) 情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実に係る規定の新設
(法新第 24 条の 2 関係)

- ① 国及び地方公共団体は、スポーツ団体と連携して、情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実が図られるよう努めなければならないこと。
- ② スポーツ団体は、①の連携にあたっては、特に、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、当該連携を行うよう努めなければならないこと。

(競技水準の向上等)

(12) 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会に係る規定の改正
(法第 26 条関係)

国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会（全国パラスポーツ大会）について、各運動競技に係るスポーツ団体と連携して開催することとともに、広く国民がスポーツに親しむ機会を提供することにより、地域振興に資するものとする旨を追加すること。

(13) 全国的な規模のスポーツの競技会等に関する規定に係る所要の改正
(法第 26 条等関係)

「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」の名称を「公益財団法人日本パラスポーツ協会」に変更するとともに、「全国障害者スポーツ大会」の名称を「全国パラスポーツ大会」に変更すること。

(14) 国際競技大会の我が国への招致等の適正の確保に係る規定の新設

(法第 27 条新第 2 項関係)

国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が適正になされるよう、当該国際競技大会の実施及び運営を行うことを目的とする法人の運営の透明性の確保及び当該招致又は開催に係る人材の育成に必要な施策を講ずるものとする。

(15) 企業等によるスポーツへの支援に係る規定の改正 (法第 28 条関係)

企業等が果たす役割に「スポーツへの国民の参加の促進及びスポーツを通じた地域振興」を追加すること。

(スポーツの公正及び公平の確保等)

(16) 暴力等の防止に係る規定の新設

(法新第 29 条関係)

① 国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動（盗撮等を含む。）、インターネット上の誹謗中傷等（以下「暴力等」という。）によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならないこと。

② スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう努めるものとする。

(17) スポーツに係る競技の不正な操作等の防止に係る規定の新設

(法新第 29 条の 2 関係)

国は、スポーツ団体と連携して、スポーツに係る競技の不正な操作その他これに関連する違法行為又は不正行為により、スポーツにおける公正な環境が害されることのないよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(18) ドーピング防止活動の推進に係る規定の新設 (法新第 29 条の 3 関係)

国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構以外の関係機関とも連携を図るものとする旨を明記するとともに、必要な施策の例示として調査及び研究を追加すること。

(19) スポーツの公正の確保等のための具体的な役割を担うスポーツ団体の組織運営に関する指導等の状況についての報告等に係る規定の新設

(法新第 29 条の 5 関係)

① 国は、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック

委員会及び公益財団法人日本パラスポーツ協会に対し、それぞれに加盟する全国的な規模のスポーツ団体の組織運営に関する指導等の状況について報告を求め、必要に応じ、助言を行うものとする。

- ② スポーツ団体は、政令で定める審議会等の意見を聴いてスポーツ庁長官が定めるスポーツ団体の適正な運営に関する指針に基づき、その事業活動に関し、自らが遵守すべき基準を作成し、当該指針に従って講じた措置の状況等を公表すること等により、その運営の公正性及び透明性の確保を図るよう努めるものとする。

6 スポーツの振興のために必要な資金等

- (1) 国は、スポーツの振興を通じてこれに関する知識、人材及び資金の好循環を実現するよう努めなければならないこと。(法新第36条第1項関係)
- (2) 国は、スポーツを支える者の協力の下に、地方公共団体又はスポーツ団体が行うスポーツの振興を目的とする事業に要する資金その他のスポーツの振興のために必要な資金を得るための措置を講ずるものとする。
(法新第36条第2項関係)
- (3) (2)の資金の支給を受ける地方公共団体又はスポーツ団体は、当該資金に係る事業を通じて、社会の発展及び地域振興に貢献するよう努めるものとする。
(法新第36条第3項関係)

II スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部改正

国等が連携を図る関係者として、「一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構」を位置付けるものとする。
(法第8条関係)

III 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、Iの5の(13)の一部は、令和13年1月1日から施行すること。
(改正法附則関係)

二 施行期日政令の概要

改正法の施行期日は、令和7年9月1日とすることとしたこと。

三 改正令の概要

1 スポーツ基本法施行令の改正について

第2条第1項中「全国障害者スポーツ大会」の名称を「全国パラスポーツ大会」に変更すること。
(施行令第2条第1項関係)

2 文部科学省組織令の改正について

第88条第1号イ中「第二十一条」を「第十七条の二第一項」に変更すること。
(組織令第88条関係)

3 施行期日

この政令は、一部の規定を除き改正法の施行の日（令和7年9月1日）から施行することとしたこと。
(改正令附則関係)

第2 留意事項

1 地方スポーツ推進計画について

策定を努力義務としている地方スポーツ推進計画について、地域の実情に応じた、より地方公共団体の事務負担の少ない方法をとる観点から、他の地方公共団体と共同して定めることや、地方公共団体の総合計画、教育関係の計画等のスポーツに関連する他の計画と一体のものとして定めることができることが明記されたこと。これを踏まえ、計画の策定及びその手続については、引き続き、スポーツ基本計画を参酌して、地方の実情に即して検討すること。

2 基本的施策について

基本的施策のうち、今日的課題等へ対応するという観点から、まちづくりとの一体的なスポーツ施設の整備等（法第12条第3項）、スポーツ事故の防止等に係るスポーツ実施のための環境整備及び気候の変動への対応（法第14条）、スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用（法第16条の2）、部活動の地域展開等をはじめとする発達段階に応じたスポーツの推進等（法第16条の3及び法第17条の2から第17条の4）、多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保（法第21条の2）、情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実（法第24条の2）、国際競技大会の我が国への招致等の適正の確保（法第27条第2項）、スポーツの公正及び公平の確保等（法第3章第4節）等が新たに定められていること。

3 スポーツ施設の整備等について

法第12条第3項は、まちづくりとの一体的なスポーツ施設の整備等である、いわゆる「スポーツコンプレックス」の推進を指すこと。

国及び地方公共団体は、単にスポーツ施設の複合化に留まらず、十分なエリアマネジメントの下、①異なるスポーツ種目・競技・施設の集合化、②スポーツ分野と異分野との複合化・多目的利用化、③まちづくりとの連携による、各種の社会的な政策目標の実現、といった点を意識しつつ、より地域の関係者と連携しながら、他の施設やインフラ等とともにまちづくりとして総合的・複合的に整備・活用することで、地域経済の活性化及び地域内外の交流の促進を通じた活力ある地域社会の形成に資するように努めること。

4 スポーツ事故の防止等について

気候の変動により年平均気温が年々上昇し、熱中症をはじめとした健康被害等が喫緊の課題となっていることを踏まえ、スポーツの実施のための環境の整備を図るとともに、その他のスポーツ事故等の防止や軽減に必要な措置を講じ

るにあたって、気候の変動への対応に特に留意すること。

加えて、気候の変動が進むことで、健康被害等の課題が深刻化するとともに、従来通りの実施が困難になるスポーツも出てくるとも懸念されるところ、スポーツ事故等の防止・軽減策をより幅広く捉える視点とともに、持続可能なスポーツの機会の確保の観点から、スポーツ活動の場においても、気温の上昇抑制など環境に配慮した取組の推進の視点も重要であること。

5 スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用について

法第 16 条の 2 の情報通信技術の活用にあたって、地方公共団体及びスポーツ団体は、国が行う取組も踏まえ、それぞれの実情に応じて、例えば、VR や AR 等を活用したりリモートでも楽しめるようなプログラムや、デジタル技術を活用した新たなスポーツ実施機会の創出に係る技術開発や普及啓発の推進、選手強化活動におけるデータ分析や、デジタル技術等を活用した多様な支援手法の研究など、スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用に努めること。

6 発達段階に応じて継続的に多様なスポーツに親しむ機会の確保について

法第 16 条の 3 に規定する「幼児、児童、生徒、学生等」には、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、大学、特別支援学校又は専修学校等に通う者をはじめ、幅広い者が含まれること。

7 中学校等の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保について

法第 17 条の 2 は、中学校等における部活動の地域展開をより一層推進することを意図した規定であり、地方公共団体は、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（令和 7 年 5 月 16 日）や総合的なガイドラインの内容等を踏まえ、地域の実情に応じて、地域展開に向けた取組等を着実に進めるよう努めること。

また、地方公共団体における取組の円滑な実施のため、国として、改革の理念等について先頭に立って周知・広報を行うとともに、地方公共団体に対し、事例集の作成やアドバイザーの派遣等を通じた助言、指導、経費の補助等の援助を行うよう努めることとしていること。

8 多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保について

法第 21 条の 2 に規定する「スポーツを楽しむ機会等に関連する良質かつ付加価値の高いサービスの提供」とは、いわゆる「スポーツホスピタリティ」を指すこと。

国及び地方公共団体は、多様な需要に応じてスポーツを楽しむ機会等を確保するとともに、これを通じて、スポーツ産業の他、観光や飲食、文化、健康医

療等の他産業も含めた事業者の事業機会の増大、地域経済の活性化を図るため、スポーツホスピタリティに必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めること。

9 情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実について

法第24条の2に規定する「情報通信技術を活用したスポーツの機会」とは、いわゆる「eスポーツ」を指すこと。

国及び地方公共団体は、スポーツ団体と連携して、eスポーツの充実が図られるよう努めるとともに、スポーツ団体は、国や地方公共団体との連携にあたって、特に、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、当該連携を行うよう努めること。

10 スポーツの公正及び公平の確保等について

法第3章第4節において、「スポーツの公正及び公平の確保等」は、「スポーツ・インテグリティの確保等」を指し、スポーツ・インテグリティに関する国内外の機運の高まりなどを踏まえ、これまで個別に規定していた、ドーピング防止活動やスポーツにおける紛争の解決に関する規定を新設した節に移動するとともに、スポーツにおける「暴力」、「パワーハラスメント」、「セクシュアルハラスメント」、「盗撮」、「(インターネット上の) 誹謗中傷」等の防止や、スポーツに係る競技の不正な操作等の防止、スポーツ団体のガバナンスの確保に関する規定が新設されたこと。

上記を踏まえ、国及び地方公共団体は、暴力等により、スポーツを行う者がスポーツから離れたり、スポーツに親しむ機会を奪われたりすることがないように、相談体制の構築など暴力等の防止について必要な措置を講じること。また、スポーツ団体は「スポーツ団体ガバナンスコード」等を踏まえ、スポーツ団体のガバナンスの確保等に努めるとともに、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないように努めること。加えて、選手や指導者等のスポーツ関係者がオンラインカジノを含む違法賭博に関わることがないように、また役職員が当該団体における選手や指導者等の違法行為や不正行為の防止等に適切に対処できるよう、コンプライアンス意識の徹底に取り組むよう努めること。

(参考) スポーツ基本法について (スポーツ庁 HP)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1371905.htm

(添付資料)

- 別添 1 スポーツ基本法
- 別添 2 スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律
- 別添 3 スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
- 別添 4 スポーツ基本法施行令及び文部科学省組織令の一部を改正する政令(条文)
- 別添 5 スポーツ基本法施行令及び文部科学省組織令の一部を改正する政令(新旧対照表)

スポーツ庁政策課企画係(担当:伊藤、岩本)

TEL: 03-5253-4111(内線 3791)

MAIL: sseisaku@mext.go.jp